

令和4年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年10月21日（金） 午前8時55分から午前10時5分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	欠	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	欠	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	欠	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝
担い手育成係 主査 宮城 友美

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 下仮屋 重博
主任主事 兒高 翔
主 査 冨師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・農業者年金の加入推進について
 - ・令和4年度地域別最適化推進会議について
 - ・先進地研修について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 郷原 実行 委員 ・ 泊 義秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年10月21日(金) 開会 午前8時55分 閉会 午前10時5分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第7回鹿屋市農業委員会総会を開会します。
事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、堀之内委員・本田委員・田村委員の3名です。
出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。
なお、推進委員の欠席は、福元里美委員、立元委員、有馬委員、中牧委員です。
鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、
以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号14番の
郷原委員と、16番の泊委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第52号につきましては、1頁から28頁です。初めに利用権設定について、2頁で説
明します。公告年月日は、令和4年10月24日です。合計面積は、8万2千671㎡、うち更
新分4万6千598㎡、内訳として、田が3千445㎡、畑が7万9千226㎡です。利用権を設
定する者が28人、設定を受ける者が22人です。始期は、いずれも令和4年11月1日です。
期間は、1年、3年、5年、6年、10年、15年です。

次の3頁から18頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が1年です。1番は、使用貸借権で再設定。

次の2番から5頁の6番までは、設定期間が3年です。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番は、使用貸借権で再設定。4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。6番は、使用貸借権で再設定。

次に、6頁、次の7番から11頁の16番までは、設定期間が5年です。7番は、賃借権で
新規設定。8番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番は、賃借権で再設定。

次の14番から10頁の16番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、11頁、次の17番から13頁の22番までは、設定期間が6年です。17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、使用賃借権で新規設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、次の23番から17頁の29番までは、設定期間が10年です。23番は、賃借権で新規設定。24番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で再設定。

次に、16頁、27番、28番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、次の29番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の30番は、設定期間が15年です。30番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から18頁までの30件の利用権設定ですが、9頁の14番から10頁の16番までの5年ものが農業委員会の取決め制限にあたりますが、中牧委員が欠席ですのでこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 9頁の14番から10頁の16番までは、借人中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中牧委員に係る5年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定します。

次に、17頁の10年もの29番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

議長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 17頁の29番は、借人入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

議 長 入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの26件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、19頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、19頁から21頁です。まず、19頁で説明します。公告年月日は令和4年10月24日、合計面積は、全て畑で1万406㎡です。所有権を移転する者が3人、所有権の移転を受ける者が3人です。

次に20頁、次の1番から21頁の3番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。
以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、22頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、22頁から28頁です。22頁で説明します。公告年月日は、令和4年10月24日です。合計面積は、3万4千366㎡で、うち、田が1万2千499㎡、畑が2万1千867㎡です。利用権を設定する者が12人、利用権の設定を受ける者が9人で、新規設定12件です。始期は全て、令和4年11月1日で、期間は3年、5年、6年及び10年です。

23頁をご覧ください。次の1番は、設定期間が3年です。1番は、使用貸借権。

次の2番から24頁の4番までは、設定期間が5年です。2番は、賃借権。

次に、24頁、3番は、使用貸借権。4番は、賃借権。

次に、25頁、次の5番は、設定期間が6年です。5番は、賃借権。

次の6番から28頁の12番までは、設定期間が10年です。6番は、賃借権。

次に、26頁、7番、8番は、賃借権。

次に、27頁、9番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。10番は、使用貸借権。

次に、28頁、11番は、使用貸借権。12番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、23頁から28頁までの中間管理権設定12件ですが、27頁の10年もの9番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく、議事参与の制限にあ

たりますので、新原委員に退席をいただき審議します。

(新原委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 27 頁の 9 番は、借人である新原委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

議 長 新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 11 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、29 頁、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 53 号につきましては、29 頁から 35 頁です。今回は、所有権移転が 21 件、地上権が 3 件の合計 24 件です。

初めに、29 頁です。1 番は、田及び畑が併せて 15 筆で 6 千 606 m²の売買です。2 番は、田が 4 筆で 4 千 64 m²の売買です。

次に、30 頁です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 863 m²の売買です。4 番は、田が 1 筆で 974 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 1 千 929 m²の売買です。6 番は、畑が 1 筆で 939 m²の売買です。

次に、31 頁です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 6 m²の贈与です。8 番は、畑が 6 筆で 8 千 278 m²の贈与です。9 番は、畑が 2 筆で 1 千 700 m²の売買です。10 番は、畑が 2 筆で 1 千 218 m²の売買です。

次に、32 頁です。11 番は、田が 1 筆で 1 千 3 m²の売買です。12 番は、田が 1 筆で 543 m²の贈与です。13 番は、田が 2 筆で 1 千 619 m²の贈与です。

次の 14 番から 33 頁の 16 番までは、全て設定期間 10 年間の地上権設定です。5 条申請と関連です。

次に、33 頁です。次の 17 番から 35 頁の 24 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、33 頁の 17 番から 34 頁の 19 番までを本村委員に 34 頁の 20 番から 35 頁の 24 番までを、郷原委員に、報告をお願いします。

本 村 推進委員の本村です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、33頁の17番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。譲渡人の法人が解散したことから、所有する農地の全てを譲り受けるとのことです。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことです。

次に、18番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、水稻を作付けするとのことです。

次に、34頁の19番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、田に水稻を、畑に牧草を作付けするとのことです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

郷 原 議席番号14番の郷原です。去る10月13日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

34頁の20番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、51頁の5番で利用権を解約したことにより、経営面積が下限面積を満たしていることとなりますが、3条申請がなされた時点では利用権の解約が分からなかったことから、下限面積の調査を行ったものです。申請者は農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、アーモンドの木を植樹するとのことです。

次に21番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は所有しているものを使用したり、親戚から借り受けるとのことでした。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことです。

次に22番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地は空き家バンクに附属する農地であることから、下限面積は1㎡です。今後は、オリーブの木を植樹するとのことです。

次に、35頁の23番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、水稻を作付けするとのことです。

次に、24番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことです。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えるこ

とから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました24件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、36頁、議案第54号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第54号につきましては、36頁の2件です。

1番について、当初は、申請地に当初計画者が企業主導型保育事業を行うため学童室等を整備する計画であったが、当時の理事長が辞任し、また、法人の運営資金が不足していたため、事業を中止することとなったことから、これに併せて事業継承者より土地売買の打診を受けたため、事業を承継して、当初申請地の一部に一般住宅を整備するものです。なお、後の5条申請の15番と関連です。

2番について、当初は、追加する2筆を含めて事業を計画していたが、中間管理機構の利用権設定の解約に時間がかかることから当初計画のとおり申請を行ったところ。今回、中間管理機構の農地中間管理権が解約されたことから、2筆を追加した事業計画に改めるものです。なお、後の5条申請の4番と関連です。以上です。

議長 　ただいま、説明がありました2件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、37頁、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第55号につきましては、37頁です。今回は、4件です。

まず、1番は、宅地を分譲するもので、農地区分は3の5です。

次の、2番から4番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、37頁2番を上野委員に、3番を大園委員に、4番を田中委員に報告をお願いします。

上野 　議席番号19番の上野です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告いたします。

37頁の2番ですが、5条申請の39頁6番及び7番と同じ場所に関連します。申請地は野里小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申

請者は市内の農業法人で、申請地に古江バイパス整備に伴う残土を盛土し、造成後に駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。なお、大量の盛土を行うことから周辺住民への丁寧な説明を行い、同意を得るよう指導を行ったところです。

以上、排水対策も十分に行う計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

大 園 議席番号2番の大園です。去る10月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告いたします。

37頁の3番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号9番の田中です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第4条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

37頁の4番ですが、申請地は、鹿屋申良ジャンクションの北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内にあることから、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3.2m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。

以上のことから、営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、38頁、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第56号につきましては、38頁から42頁です。まず、38頁をご覧ください。

まず、1番は、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、農家住宅及び農業用倉庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

3番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

4番は、ロール置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。なお、令和3年度第10回総会で審議済です。また、事業計画変更の2番に関連です。

次に、39頁、次の5番から42頁の18番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、39頁の5番から8番までを上野委員に、40頁の9番から11番までを松元委員に、40頁の12番から42頁の16番までを大園委員に、42頁の17番と18番を田中委員に報告をお願いします。

上 野 　　議席番号19番の上野です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告いたします。

まず、39頁の5番ですが、申請地は西原台小学校の南に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅7棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に6番ですが、次の7番と関連がありますので併せて報告いたします。なお、先程、報告しました4条の2番と関連で、場所及び農地区分は4条2番の説明と同様で第3種農地と判断されます。申請者は市内の農業法人とその役員で、転用目的も先程の説明と同様です。この申請地も、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外で不動産業を営む法人で、申請地に建売住

宅5棟及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、5番から8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告いたします。

まず、40頁の9番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅2棟を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は鹿屋内陸工業団地の北に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に事務所を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、9番から11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

大 園 議席番号2番の大園です。去る10月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、40頁の12番ですが、申請地は笠野原小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅9棟、通路及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街

区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に41頁の13番ですが、申請地は申良公民館細山田分館の南西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に大型農業機械の整備工場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、事業計画変更の1番と関連です。申請地は細山田中学校の北に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は細山田郵便局の南に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に42頁の16番ですが、申請地は申良商業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫、店舗、駐車場及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、12番から16番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田中 議席番号9番の田中です。去る10月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

42頁の17番と18番は関連がありますので、併せて報告いたします。申請地は、鹿屋申良ジャンクションの北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内にあることから、農用地区域内農地です。転用事業者は4条での報告と同様で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査についても、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほどの報告にあったとおりで、要件を満たしている

ものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、17番及び18番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、許可申請18件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、43頁、議案第57号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第57号につきましては、43頁から46頁です。43頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は3件で、畑が6筆となっております。対象面積の計は、全て畑で8千287㎡となっております。次の44頁から46頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、43頁の1番から3番までを新原委員に報告をお願いします。

新原 議席番号1番の新原です。去る10月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、1番ですが、周辺図等は44頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産を営む方で、申請地に養鶏場を整備する計画です。申請地は畜産環境センターの北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の整備であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は45頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産を営む方で、申請地に既存施設から排出される汚水の水処理施設を整備する計画です。申請地は東原小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の整備であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は46頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外で飲食業を営む法人で、店舗用駐車場が不足していることから、現在の従業員駐車場を店舗用に変更し、申請地に従業員駐車場を整備する計画です。申請地は、周辺が10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、笠之原インターチェンジの北東300m以内に位置していることから、第3種農地です。申請地は、許可基準の「300m以内農地」

に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、47頁、議案第58号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第58号につきましては、47頁から48頁です。今回新たに、譲渡希望が47頁の1番から7番までの7件です。次に、賃貸借希望が48頁の1番から2番までの2件ですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

47頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を堀之内委員と矢野委員に、2番を本田委員と福元里美委員に、3番を畠井委員と西元委員に、4番を泊委員と松元委員に、5番を中塩屋委員と垣内委員に、6番を村山委員と本村委員に、7番を私木場と川崎委員に、お願いします。

次に、48頁、賃貸借希望の1番を福元副会長と入佐委員に、2番を蔵ヶ崎委員と中牧委員に、お願いします。

次に、49頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料49頁をご覧ください。合意解約につきましては、49頁から51頁です。今回は6件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、49頁から51頁までの6件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第7回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

兒高 振興係の兒高です。まず初めに、8月、9月の農地パトロール、お疲れさまでした。今、皆様が調査していただいた内容を、入力しております。結果につきましては、またご報告さ

させていただきますとともに、農地ナビの方で、荒廃農地情報の場所が分かるように作業を進めておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、農業者年金の加入推進につきまして、お話をさせていただきます。お手元のファイルを開いていただいて、実施要領をご覧ください。それでは説明させていただきます。

「1 加入推進方針」です。農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法の下で政策支援年金として、農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保に重要な制度として位置づけられています。昨年8月には加入者累計13万人を達成し、現在「15万人に向けた早期達成加入推進強化運動」に取り組むことになり、多くの農業者、特に次代の農業を担う若手農業者への加入推進を図るとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への加入も一層推進することとしています。

「2 令和3年度推進結果について」ですが、鹿児島県全体として124人の新規加入がありました。鹿屋市は、目標値7人に対して4人の加入となりまして、県内では9番目の数値となりました。

「3 令和4年度推進目標」ですが、鹿屋市全体として7人の加入を目標としております。内訳としましては、39歳までの若年層を5人、女性を1人の目標としております。9月末現在では、20代の新規就農者が1人、新規加入しているところとなりますので、これからも皆様の声掛けをお願いいたします。

「4 加入推進期間」ですが、令和4年10月21日から令和5年1月23日までとしております。

「5 加入推進の実施方法」ですが、担当地区を中心とした戸別訪問等による農業者年金制度の周知啓発活動及び加入への推進活動を実施してください。加入推進活動目標としましては、1人当たり3日間としていただければと思います。推進活動の例としましては、知人等の農家や兼業農家への説明やチラシ配布による周知活動、地域の農家の集まる会合や研修会などでの周知活動、貸したい借りたい総点検活動の戸別訪問時を活用した周知活動、加入意思のある方へは、「年金額のシミュレーション」を事務局の方で作成しますので、こちらを活用した推進活動などを行ってください。

次に2頁目をお開きください。「6 加入推進活動結果について」ですが、皆様が声掛けなどを行った結果は、加入推進記録簿に活動内容や結果を記載してください。加入意思があったり、もう少し考えたいという方がいましたら、こちらの方からシミュレーションを作成して、直接声掛けを行っていく予定としております。

「7 加入推進対象者名簿について」ですが、後ろの方に加入推進対象者名簿を付けておりますので、その方々を対象に声掛けをしていただければと思います。名簿に載っていない

方への声掛けをしていただいても構いませんので、よろしく願いいたします。

「8 活動結果の提出期限」ですが、令和5年1月の総会の日には必ず提出してください。提出していただくものは、今、お配りしたファイルと活動記録簿となります。活動実績に応じて謝金が支払われますので、活動結果については必ず提出してください。

次に8頁目をお開きください。「9 農業者年金加入推進部長について」ですが、各地区1名ずつ選出させていただいております。鹿屋地区が持増委員、輝北地区が上野委員、串良地区が本村委員、吾平地区が矢野委員となっております。地域のリーダーとして、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等の情報交換やサポート、認定農業者や新規就農者・女性農業者等の参加する各種会合での説明や個別の働きかけなど、農業者年金の加入推進への積極的な役割を果たしていただく予定となっております。また、この加入推進部長につきましても、通常の活動謝金とは別に、活動時間に応じて県の農業会議から活動経費が支払われますので、活動時間を積極的に増やして、活動いただければと思います。

農業者年金制度の中身につきましては、毎年説明させていただいておりますので省略させていただきます。制度の資料につきましてはファイルの最後に付けておりますのでご確認いただいたり、私の方までご連絡いただければと思います。また、例年であれば加入推進用の資料としまして、サランラップやタオル等をお配りしておりますが、今年は県からの配布が遅れておまして、今回は会場入り口の方に昨年の余りを置いておりますので、必要な方はご自由にお持ち帰りください。加入推進の説明は以上となります。

次 長 私の方から3点、説明と報告をさせていただきます。まず1点目ですが、お手元に「令和4年度地域別最適化推進会議の開催について」の1枚紙をお配りしております。毎年、県の農業会議主催で開催されている会議となっております。開催日は令和4年11月18日金曜日で、時間は9時30分から12時まで、会場はホテルさつき苑の2階です。鹿屋市をはじめとして、垂水市、東串良町の農業委員の皆様が出席することとなっております。例年、皆様の出席をお願いしておりますので、今年も出席いただきますようお願いいたします。時間の調整が難しく欠席される場合は、事前に報告をしなくてははいけませんので、事務局までご連絡をお願いいたします。

2点目ですが、先進地研修についてです。本年度の研修地は、遊休農地の解消の取組みについて、南九州市を予定しておりましたが、先方より研修の受け入れが難しいとの、お断りの連絡があったところです。そこで「人・農地プラン」の専門室を指宿市が設置したことから、そちらの方に研修の打診を行いました。指宿市でも専門室を設置したばかりで、現時点では難しいとのことでした。その外にも、県内の先進事例を探してみましたが、適地がなかったことから、令和4年度の先進地研修は中止とさせていただきたいと思っております。

3点目ですが、農業まつりについてです。先月の総会で、今年は「鹿屋市農業まつり」、「星のふるさと輝北まつり 2022」、「くしら黒土まつり」を開催予定と報告させていただきましたが、一昨日、「くしら黒土まつり」の実行委員会が開催され、本年度の開催中止が決定したとの報告がありました。「星のふるさと輝北まつり 2022」及び「鹿屋市農業まつり」については開催となっておりますので、会場での農地相談等について詳細が分かりましたら、両地区の委員に連絡させていただきますので、ご協力いただきますようによろしく願いいたします。以上でございます。

上之脇 私の方から2点ほど、ご報告をさせていただきます。まず、先月の総会の中で農地法第42条の措置命令ができるのでは、との質問がありましたが、これにつきまして事務局の考えと県内の類似団体での対応状況を報告させていただきます。農地法第42条の措置命令につきましては、市町村長が農地等の支障の除去を命じる措置を講ずることができる規定となっていることと、この命令については当該措置に要した費用を所有者が負担することになり、また、命令に従わない場合は行政代執行を行うことができ、その費用は土地の所有者から徴収することとなっているところです。これを受けまして、県内の類似団体として、薩摩川内市、霧島市、姶良市に同様の対応を行っているか聞き取りを行いました。いずれの団体においても、この法律が整備されたばかりであることや義務化されていないということで、行っていないということと今後も行う予定はないとのことでした。これにつきましては、市長部局で行うということと除草伐採のための予算が必要であること、また、行政代執行後に費用の徴収が必要となるが、これまで除草作業を行っていない所有者なので、費用の徴収ができずに不良債権として残るのではないかとのことから行っていないとのことでした。これを受けまして、事務局でも慎重に協議していく必要があると判断しまして、今後の法的制度の整備で義務化されるのであれば即対応いたしますし、先程の類似団体で実施がされればその状況を見て検討させていただきたいと考えているところです。

次に「人・農地プラン」についてのことですが、先月からモデル地域5地域のうち4地域につきまして、郵送で回答を求めましたところ、約51%の回答をいただいております。残りの約49%につきましては、今月末まで関係機関等を通じまして外に耕作者がいないかの精査をいたしましてリスト化し、委員の皆様にご覧いただき戸別訪問をお願いすることとしております。以上です。

局長 それでは、11月の調査委員を申し上げます。

11月11日、金曜日、4条・5条の調査が、中塩屋委員、入佐委員でございます。

同じく11日、金曜日、農振調査が、園田委員、徳田委員でございます。

11月14日、月曜日、4条・5条の調査が、泊委員、鶴田委員でございます。

同じく 14 日、月曜日、3 条調査が、畠井委員、永山委員でございます。

11 月の総会は、11 月 22 日、火曜日の 9 時からこの会場で行いたいと思っております。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

無ければ、これを持ちまして令和 4 年度第 7 回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)